

平成20年経済産業省企業活動基本調査にご協力ください

経済産業省 経済産業政策局 調査統計部

経済産業省では、我が国企業における経済活動の実態を明らかにし、経済産業政策等各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、平成4年以降「経済産業省企業活動基本調査」（指定統計第118号）を実施しており、平成20年も実施いたします。調査に対するご協力をお願いいたします。

○実施期間：平成20年5月16日～7月15日まで

○根拠法令：統計法（指定統計第118号）

○調査目的：我が国企業における経済活動の実態を明らかにし、経済産業政策等各種行政施策の基礎資料を得る。

○調査対象：別表に属する事業所を有する従業者50人以上かつ資本金3,000万円以上の会社で、会社全体の数値。

○調査結果：平成21年3月に速報の公表予定。調査協力会社については、当省で作成した統計情報を送付。

※調査票の提出は、紙調査票によるほか、インターネットからオンラインで提出することもできます。

※調査票に記入していただいた内容につきましては、統計法に基づき秘密を厳守いたしますので、調査に対するご協力をお願いいたします。

(別表)

鉱業・採石業・砂利採取業、製造業、電気業、ガス業、卸売業、小売業、クレジットカード業、割賦金融業、一般飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業のほか、下記の産業の括弧内の業種が対象になります。

○情報通信業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映画・ビデオ制作業、テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業、新聞業、出版業）

○教育、学習支援業（外国語会話教室、カルチャー教室（総合的なもの））

○物品賃貸業（産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業（レンタルを除く）、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業）

○サービス業（学術・開発研究機関、デザイン業、広告業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、エンジニアリング業、洗濯業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、冠婚葬祭業（冠婚葬祭互助会を含む）、写真現像・焼付業、映画館、スポーツ施設提供業（ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、フィットネスクラブなど）、公園、遊園地・テーマパーク、廃棄物処理業、機械等修理業、電気機械器具修理業、職業紹介業、労働者派遣業、ディスプレイ業、テレマーケティング業、その他の事業サービス業）